

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	地方道路等整備事業 3・2・616 屯田・茨戸通仮称創成川橋仮設構造物修正検討業務
発 注 課	建設局土木部工事課（街路工事）
選 定 事 業 者	株式会社 エーティック

随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）

本業務は、屯田・茨戸通の仮称創成川橋の整備について、当該業者が履行した「社会資本整備総合交付金事業3・2・616 屯田・茨戸通（西茨戸6条1丁目6号線～国道231号間）道路実施設計」を基に仮設構造物修正検討を行うものである。

仮称創成川橋工事は、平成28年度と29年度に基礎杭を施工したが、NTT管路が支障となり3本が未施工となった。この未施工分と当初予定の下部工施工にあたり、河川管理者条件である非出水期限内に完了すべく、仮設構造物について再検討する必要性が生じた。

このため、下部工工事発注までの期間が限られていることから、現地状況及び設計内容を熟知し、検討期間の短縮を図ることができる、実施設計受託者である当該業者を特定することとしたい。

根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（予定価格100万円超の場合に記入） <del>地方自治法施行令第167条の2第1項第 号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）</del>
------	--

決 定 日	平成30年6月5日
-------	-----------